

IASB Update 2018 年 5 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2018 年 5 月 22 日（火）と 23 日（水）にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [基本財務諸表](#)
- [開示に関する取組み一的を絞った基準レベルでの開示の見直し](#)
- [共通支配下の企業結合](#)
- [料金規制対象活動](#)
- [のれんと減損](#)
- [適用](#)
- [保険契約](#)

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は 2018 年 5 月 22 日に会合し、次のことについて議論した。

- スタッフがさまざまな法域で行った集約及び分解表示の要求事項に関する調査結果の要約
- 基本財務諸表及び注記における行項目の集約及び分解表示のレベルを改善するための追加的な提案
- 費用の機能別又は性質別の分析
- 経営者業績指標及び調整後 1 株当たり利益についての未解決の論点

集約及び分解表示に関する追加的な提案（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」と他の IFRS 基準に記述されている集約及び分解表示の特徴を単一のリストに統合するというスタッフ提案について議論した。14 名の審議会メンバーのうち 7 名がスタッフ提案に賛成し、7 名が反対した。したがって、審議会は集約及び分解表示の特徴の単一のリストを開発しないことを暫定的に決定した。その代わりに、審議会は、財務諸表における分解表示を改善するための提案に関する作業を継続するようスタッフに依頼した。これには、財務情報の集約又は分解表示のためにさまざまな特徴をどのように利用できるのかの例示が含まれる可能性がある。審議会は、これに関して開発される追加のガイダンスは、個々の IFRS 基準における具体的な集約又は分解表示の要求事項に優先するものではないことを明確化するようスタッフに依頼した。

審議会は、財務情報の集約又は分解表示に関する閾値又は反証可能な推定を導入すべきかどうかについても議論した。14 名の審議会メンバーのうち 7 名が、そのような閾値又は反証可能な推定の導入に

関連情報

今後の IASB 会議：

2018 年 6 月 18 – 22 日

2018 年 7 月 16 – 20 日

2018 年 9 月 17 – 21 日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は
[こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議
の要約のオーディオ（ポ
ッドキャスト）は [こちら](#)

賛成し、7名が反対した。したがって、審議会は、財務情報の集約又は分解表示に関する閾値又は反証可能な推定を導入しないことを暫定的に決定した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 多額の残余残高又は「その他」残高を開示することが妥当でない場合を例示するための項目グループの分解表示の設例を開発しない。14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。審議会は、多額の残余残高又は「その他」残高の追加的な分解表示を推奨するための原則ベースのガイダンスを開発できるかどうかを検討するよう、スタッフに依頼した。
- b. ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み——開示原則」で提案された基本財務諸表の役割及び注記の役割に基づいた、基本財務諸表又は注記における財務情報の記載場所を決定するための原則を盛り込む。この原則は、基本財務諸表における最低限の行項目及び小計の表示に関するIAS第1号の具体的な要求事項に優先するものではない。基本財務諸表又は注記のいずれかで財務情報を提供するのか決定することを基準が企業に認めている場合にも、企業はこの原則を適用すべきである。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

費用の機能別及び性質別の分析（アジェンダ・ペーパー21B）

2017年9月の会議で、審議会は、IAS第1号の第99項で要求されている費用の機能別及び性質別の分析を改善する提案について議論した。今回の会議で、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS第1号の要求事項に、機能別又は性質別のいずれの方法が財務業績に関する最も有用な情報を提供するのかどうかを判断する際に考慮すべき下記の諸要因を追加する。
 - i. いずれの方法が、収益性の主要な構成要素又は発生要因に関する最善の情報を提供するのか
 - ii. いずれの方法が、経営者が役員会又は主要意思決定者に内部的に報告している方法及び事業が運営されている方法と最も密接に合致するのか
 - iii. 同業他社の実務
 - iv. 費用の各機能への配分があまりにも恣意的となり企業の各機能の構成について十分に忠実な表現を提供しないことになるのかどうか。これに該当するような場合には、「性質別」法を使用すべきである。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

- b. 企業が費用の分析を機能別の方法で提供する場合には、費用の性質に関する追加的な情報を要求する。この情報は、表示する機能別の各行項目の内訳としてではなく、企業レベルで提供されることになる。14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

経営者業績指標及び調整後1株当たり利益（EPS）に関する未解決の論点（アジェンダ・ペーパー21C）

2018年4月の会議で、審議会は、すべての企業は、経営者の観点で、利用者に企業の財務業績を伝える利益又は包括利益の指標（1つ又は複数）を識別しなければならないと暫定的に決定した。また、この指標がIAS第1号の第81A項で要求されている小計又は合計ではない場合には、当該指標は経営者業績指標であり、特定の開示要求が適用されると決定した。これらの提案の目的上、IAS第1号の第81A項で要求されている小計又は合計には、同項における既存の小計と、本プロジェクトの一環として開発された小計の提案（例えば、投資・財務・税金前利益）が含まれる。

今回の会議で、審議会は、経営者業績指標とみなされない小計及び合計のリストを拡張して、下記の一般に使用されている小計を含めることを暫定的に決定した。

- a. 税引前利益
- b. 継続事業から生じる利益

c. 売上総利益（売上高から売上原価を控除したものとして定義する）

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。一部の審議会メンバーは、文案作成の際に、これら3つの一般に使用されている小計を、IAS第1号の第81A項においてすべての企業が表示することを特に要求されている小計と明確に区別するよう助言した。一部の審議会メンバーは、これら3つの小計の中に、すべての企業に対して特に表示を要求すべきものがあるかどうかを検討するようスタッフに依頼した。

今回の会議で、審議会は、複数の経営者業績指標を識別している企業に複数の調整後EPSの開示を要求するかどうかを検討した。これらの議論を踏まえて、審議会は、どの企業にも調整後EPSの開示を要求すべきではないと暫定的に決定した。これは、調整後EPSを注記において開示することを企業に要求するという2018年4月の審議会の決定を覆すものである。しかし、審議会は、経営者業績指標と第81A項における最も直接的に比較可能な小計又は合計との間の差異のそれぞれについて、税金及び非支配持分の影響を注記において別個に開示することを企業に要求するという2018年4月の決定を再確認した。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

今後のステップ

審議会は、今後のボード会議で本プロジェクトの範囲に含まれるトピックの議論を継続する。

開示に関する取組み一時的を絞った基準レベルでの開示の見直し（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は2018年5月23日に会合し、審議会が開示要求の開発及び文案作成の際に使用すべきガイダンスについて議論した。具体的には、審議会は開示目的をどのように使用するかを議論した。

審議会のためのガイダンス—概要（アジェンダ・ペーパー11A）

審議会は、今後数か月にわたる審議会への分析及び提言の提示に対するスタッフのアプローチ案の要約について議論した。審議会は何も決定を求められなかった。

審議会のためのガイダンス—開示目的（アジェンダ・ペーパー11B）

審議会は、将来において開示要求の開発及び文案作成を行う際に、審議会は次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. すべての開示要求の基礎を1つ又は複数の具体的な開示目的に置く。これらの目的は、当該情報が財務諸表の主要な利用者にとって有用である理由、及び財務諸表の主要な利用者が当該情報をどのように扱うと見込まれるのかを説明すべきである。
- b. すべての開示要求を、基礎となる目的を明示的に記述し、開示要求に含まれる各情報項目に関連する目的と明確に結び付けるように文案作成する。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に同意した。1名は欠席した。

審議会は、個々のIFRS基準の中のハイレベルの開示目的を引き続き使用することも暫定的に決定した。これらの開示目的の目的は、財務諸表における特定のトピックに関する全体的な開示の検討と、提供される情報が当該トピックについての利用者の情報ニーズを満たすかどうかの検討を企業に促すことである。

14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で、審議会が開示要求の開発及び文案作成の際に使用すべきガイダンスについての議論を継続する。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

審議会は2018年5月23日に会合し、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の一部についてスタッフが現在開発している2つの代替的なアプローチ（4月に紹介された）について引き続き議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法に関する議論を今後の会議で継続する予定である。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は2018年5月23日に会合し、「定義された料金規制」の対象となっている活動について開発中の考えられる会計モデルについて議論した。特に、審議会は、規制資産をどのように測定すべきかについて議論した（アジェンダ・ペーパー9B）。

また、審議会は、当該会計モデルに関する背景情報を現在までの暫定的決定の要約とともに受け取った（アジェンダ・ペーパー9A、情報目的のみのために提供された）。

審議会は、規制資産の測定は次のものを反映すべきであると暫定的に決定した。

- a. 規制資産が生み出すであろう将来キャッシュ・フローの見積り。これらのキャッシュ・フローには、次のものから生じる金額が含まれる。
 - i. 使用される資産の取得原価及び発生する営業費用
 - ii. 発生する営業費用に対するマージン
 - iii. 発生する営業費用に係る利息又は使用される資産の取得原価に対するリターン
- b. 将来キャッシュ・フローの見積りの割引（重大な金融要素がある場合）

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、規制資産の測定が、当該規制資産が生み出すであろう将来キャッシュ・フローの見積りの変更（もしあれば）を反映すべきであることも暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で、規制資産及び規制負債の測定の追加的な諸側面について議論する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2018年5月23日に会合し、のれんと減損のプロジェクトに関する議論を継続した。

審議会は、資金生成単位（又は単位のグループ）の未認識のヘッドルームをのれんの減損テストにおける追加的なインプットとして使用することのみに関してのフィードバックを求める文書の開発はしないことを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち9名がこの決定に賛成し、5名が反対した。

審議会は、使用価値の計算に、経営者が実施する可能性の方が高い将来のリストラクチャリング及び将来の性能の拡張による期待キャッシュ・フローを含めることを検討することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は、本プロジェクトの次のステップとして公表すべき協議文書の形式及び内容についての議論を継続する。

IFRS 第16号「リース」ーリース・インセンティブー年次改善（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は、IFRS 第16号に付属している設例13をIFRS基準の次回の年次改善の一部として修正する提案について議論した。この修正案は、貸手による賃借設備改良の補償の例示を設例から削除するものである。

審議会は、IFRS基準の次回の年次改善の一部として設例13の修正を提案することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち9名がこの決定に賛成し、5名が反対した。

今後のステップ

審議会は、今後の会議でデュー・プロセスのステップについて議論する。

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は、2018年5月23日に会合し、IFRS 第17号「保険契約」の適用を支援するための作業（2018年5月2日に開催されたIFRS 第17号「保険契約」に関する移行リソース・グループの会議を含む）についてのアップデートを受けた。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は今後の会議でIFRS 第17号についての議論を継続する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。